

令和8年度

旧上都賀農業振興事務所跡地解体工事仕様書

- 1 工事名称 旧上都賀農業振興事務所跡地解体工事
- 2 工事場所 鹿沼市幸町一丁目7 9 - 1
- 3 契約工期 契約日から令和9年1月31日まで
- 4 工事概要
旧上都賀農業振興事務所跡地及び付属施設の解体
- 5 工事項目
 - (1) アスベスト及び特別管理産業廃棄物の事前調査、調査結果の説明、記録作成及び報告
 - (2) 廃棄物運搬処分
 - (3) 任意仮設工事
 - (4) 建物本体の内外部の解体工事（本館棟、新館棟、車庫、倉庫①、倉庫②）、電気設備解体工事（キュービクル解体含む）、機械設備解体工事
※給排水管等の埋設物についても適切に撤去・処分すること。
※室内残置物及びゴミについても適切に撤去・処分すること。
※雨水貯水池は埋め戻しを行わず、貯水池機能を残すこと。
 - (5) 外構工作物撤去工事（アスファルト舗装含む）
※ただし、外周部のフェンス及び塀、門扉は残すこと。
 - (6) 敷地内の立竹木の伐採伐根
※雨水用貯水池内の伐木済み桜等の処分（伐根含む）
 - (7) 仕上げ工事（発生土にて敷均し、転圧）
- 6 アスベスト含有廃材及び特別管理産業廃棄物の処分について
アスベスト含有廃材等処分について、解体工事に含めるものとし、別添のアスベスト分析調査報告書等を参考とすること。その他、受注者が適切な調査等を行える事業者へ調査を依頼すること。
※提出する見積書（様式第3号）の見積費用については、アスベスト分析調査報告書等を参考とし、アスベスト含有廃材処分を想定した費用を含めた解体工事費とすること。
※受注者が事前調査の結果、外壁塗料に含有が認められた等の廃材処理が発覚し、解体工事費用そのものに大きな影響を及ぼすことが判明した場合、発注者は受注者と変更契約のための協議に応じるものとする。

7 解体施設について

【旧上都賀農業振興事務所跡地】

建物①：本館（事務所）鉄骨造スレート葺平屋建て

建築面積 489.35 m²、延床面積 489.35 m²

建築年月日 1982 年 3 月 20 日

建物②：新館（事務所）軽量鉄骨造陸屋根 2 階建て

建築面積 340.20 m²、延床面積 680.40 m²

建築年月日 2000 年 3 月 20 日

建物③：車庫 鉄骨造亜鉛メッキ鋼板葺平屋建て

建築面積 153.95 m²、延べ床面積 153.95 m²

建築年月日 1982 年 3 月 20 日

建物④：倉庫① 軽量鉄骨造亜鉛メッキ鋼板葺平屋建て

建築面積 14.22 m²、延べ床面積 14.22 m²

建築年月日 1994 年 1 月 26 日

建物⑤：倉庫② 軽量鉄骨造亜鉛メッキ鋼板葺平屋建て

建築面積 46.20 m²、延べ床面積 46.20 m²

建築年月日 2000 年 3 月 22 日

計：建築面積 1,043.92 m²、延床面積 1,384.12 m²

※本館棟建築時及び新館棟建築時の設計図面参照のこと。

※キュービクル内のトランスやコンデンサについては、PCB 廃棄物対象外と確認済み。

特 記 事 項

1 一般事項

- ①本工事は積算金額による契約ではない。本仕様書に基づき、一切の手段についてプロポーザル参加者が責任を持って定めるものとする。
- ②本工事は本仕様書、最新の建築物解体工事共通仕様書、監理指針、その他関連法規等に従い、誠実かつ完全に施工し、工期内に完了検査を受け合格したのち、引き渡しを行うこと。
- ③工世上不明確な点、質疑又は設計図書に定めのない事柄が生じた場合は、遅滞なく監督員（施設活用課職員）に申し出を行い、回答を得たうえで施工すること。

2 安全対策関係

- ①工事期間中の安全管理は受注者にて責任を持って行うこと。
- ②工事関係者、第三者に関わらず工事を起因とする人身事故が起きた場合は、早急に、人命救助、緊急連絡、怪我の手当てなど必要な救護措置を行うとともに、2 次災害防止対策を講じたうえ、監督員に必ず報告すること。また、工事現場周辺で発生したその他の人身事故に関しても同様の対応に努めること。
- ③作業に関係する苦情を受けた場合や、他の物件に損傷等を生じさせた場合は、受注者の責任において解決するとともに、速やかに監督員に報告すること。

- ④敷地内については禁煙とし、受動喫煙の防止を配慮し任意で定めた場所でマナーをもって行うこと。また、作業従事者への周知を徹底すること。

3 その他

- ①本工事に関する諸手続等は受注者が責任を持って行うこと。また、引き渡しまでの、工事用水等、光熱費は受注者の負担とする。
- ②廃材の搬出は、事前に搬出先を書面により監督員に報告し、承認を得ること。また、廃材搬出後は、搬出先が証明できる書面を監督員に提出すること。
- ③事前調査により、アスベスト等の既存状況を把握し、関係法令等に基づき、適切に作業及び処分を行うこと。また、事前調査結果を遅滞なく関係機関に報告すること。
- ④受注者は監督員と協議のうえ、別紙の「工事資料等一覧表」から必要な書類を提出すること。
- ⑤本仕様書に定めのない事項については、別紙の「建築工事仕様書」の内容に準ずること。